



JICA  
SUSTAINABILITY  
REPORT  
2022

～気候変動を中心に～



# CONTENTS

1	理事長メッセージ	03
2	組織概要	05
3	ガバナンス	11
4	戦略	15
5	リスク管理	19
6	指標と目標	20
7	実績	21
7-1	気候変動対策案件の事例	23
	事例 1 エジプト・アラブ共和国	25
	事例 2 インドネシア	27
	事例 3 ベトナム	29
7-2	気候変動対策案件の事後評価の事例	31
	事例 1 南アフリカ	33
	事例 2 カンボジア	35
	事例 3 インド	37
8	環境社会配慮ガイドライン	39
9	ESGの取り組み	43
9-1	SDGsへの取り組み	45
9-2	多様なステークホルダーとの関係構築	49
9-2	ガバナンス・人権分野での産官学連携	51
9-3	ソーシャルボンド発行・GCF受託事業	53
9-4	人材育成	56



## 理事長メッセージ

～「複合的危機下こそ 持続可能な社会経済の実現のために」～

気候変動、新型コロナウイルス感染症のまん延、ロシアのウクライナ侵攻に伴う食糧危機やエネルギー価格高騰など、世界は複合的な危機の状況にあります。この危機のため、新型コロナウイルスがまん延するまでは減少傾向にあった極度の貧困層が増加に転じ、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」のいくつかのターゲットで後退が見られています。

このような危機的状況下において、国際社会は一層協力を強化して2030年までのSDGs達成に取り組む必要があります。日本のODA実施機関であるJICAは、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、「人間の安全保障」と「質の高い成長」をミッションの両輪として、開発途上国におけるSDGsの達成に向けて、幅広い課題に取り組んでいます。2021年度には、「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、世界各国の2030年までのSDGs達成に向けて、国内外の多様な力を結集し、戦略的にそれぞれの課題解決に貢献していきます。

SDGsの中でも重要な気候変動については、温室効果ガス排出削減等を目指す気候

変動抑制に関する国際合意である「パリ協定」において、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑えることを長期目標とし、さらに「1.5度未満」に抑える努力を追求するとされました。この達成を目指すべく、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが世界中で加速しており、日本においても、2020年10月に当時の菅内閣総理大臣が2050年カーボンニュートラル宣言を発表しました。

気候変動の問題には、全ての国がその対策に取り組むことが求められますが、開発途上国は、その限られた資金や対応能力で開発と気候変動対策を同時に進めるという難しい立場に置かれています。そのため、JICAは気候変動対策に取り組むための各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上や、組織の対応能力の強化に協力することで、途上国の気候変動対策を促進しています。また、開発途上国で気候変動対策を推進するには、温室効果ガスの排出を抑えつつ持続可能な開発で発展を目指し、相乗的な効果を狙う「コベネフィット型」のアプローチが重要となっています。私たち

は気候変動対策を重要な経営課題に位置づけ、開発途上国に寄り添いながら、カーボンニュートラル実現への円滑な移行(トランジション)や自然環境への取り組みを通じてパリ協定等の国際目標の達成に貢献していきたいと考えています。また、災害大国である日本の経験や知見、技術を生かして、特に防災、水資源、農業分野等の分野において適応策の強化に向けた協力も拡充していく方針です。

JICAは、これらの気候変動対策をはじめとする開発途上国における持続可能な社会経済の実現に向けた取り組みやJICA自身の活動を広く公開するため、2021年から「サステナビリティ・レポート」を公表しています。本レポートでは、金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures:TCFD)の2017年提言を踏まえ、気候変動対策に関する情報開示への取り組みの他、気候変動対策に関するJICAの事業実績やESG(環境・社会・ガバナンス)の課題解決に関する取り組み事例を紹介しています。

複合的危機を乗り越えるために、国と国との相互の信頼とつながりを維持・発展させることは不可欠です。地球規模の課題である気候変動対策においても、国境を越えて多様なパートナーが協力し、日本及び世界の人々が一丸となって取り組んでいかなければなりません。JICAは、開発途上国との間に築いた長年の信頼関係を発展させながら、多様なパートナーとの連携をさらに強化し、環境・社会・経済のバランスのとれた強じんて持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。



国際協力機構(JICA)  
田中 明彦

## 「信頼で世界をつなぐ」

JICAは、開発途上国との信頼関係を特に重視し、途上国と共に課題の解決に取り組んでいます。

### JICAの取り組み

#### 【人間の安全保障】

全ての人が、生命や生活を脅かされることなく、尊厳を持って生きられる社会を目指します。

#### 【質の高い成長】

自然環境をそこなわず、格差の少ない持続的な成長を目指しています。



#### People

誰もが健康で、安心して暮らせる社会のために

- 教育
- 保健医療
- 社会保障の充実



#### Peace

恐怖や暴力のない、平和で公正な社会のために

- 紛争が発生しない国づくり
- 法制度整備支援
- ジェンダー平等の推進、女性・女子のエンパワーメント



#### Prosperity

豊かで自然と調和する経済、社会の進展のために

- 農業・農村開発
- 民間セクター開発
- 都市・地域開発
- クリーンで安定したエネルギーの確保
- 運輸交通基盤の整備



#### Planet

地球環境を守り、持続可能かつ強じんな社会づくりのために

- 自然環境の持続的利用と保全
- 大気や水等の環境汚染を防ぐ環境管理
- 水資源の適切な管理と持続的な利用
- 防災

## 組織概要



海外拠点

96カ所

(2022年7月時点)



国内拠点

15カ所

(2022年7月時点)



職員数

1,955人

(2022年7月末時点)



協力対象国・地域

139カ国・地域

(2021年度)

## 信頼の基礎となる人と人とのつながりの構築

JICAは、専門家や海外協力隊を途上国へ派遣するとともに、途上国から行政官や技術者などの研修員や留学生を日本に受入れています。人材育成を通じた人と人とのつながりは、途上国と日本の信頼の礎です。



### 受入れ

研修員・留学生  
(累計約70万人以上)

24,722人

(2021年度)



### 派遣

専門家・JICA海外協力隊  
(累計約25万人以上)

4,017人

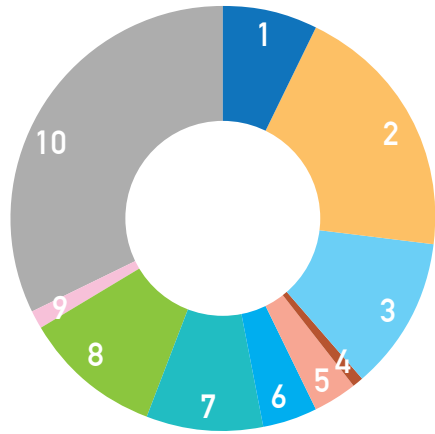
(2021年度)



JICAの事業分野と実績 以下の手法を組み合わせ、開発途上国の異なる課題やニーズに合わせた効果の高い協力を行っています。

### 技術協力 ※1

課題解決に必要な能力強化のための  
専門家の派遣や、研修員・留学生の受け入れ



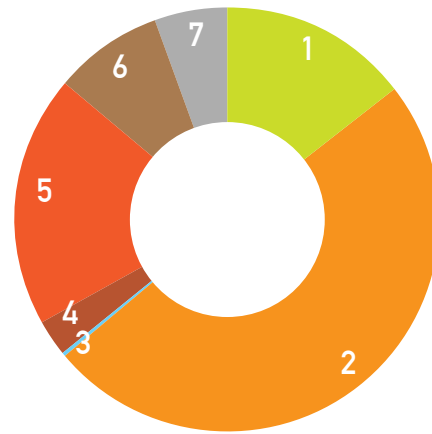
事業規模金額

# 1,918 億円

- 1. 計画・行政 7.4%
- 2. 公共・公益事業 19.8%  
(運輸交通などの社会基盤)
- 3. 農林水産 11.5%
- 4. 鉱工業 0.8%
- 5. エネルギー 3.3%
- 6. 商業・観光 4.4%
- 7. 人的資源 8.8%  
(教育や職業訓練など)
- 8. 保健・医療 10.5%
- 9. 社会福祉 1.5%
- 10. その他 32.0%

### 有償資金協力 ※2

開発途上国の国づくりに必要な資金を  
長期返済・低金利で貸し付け



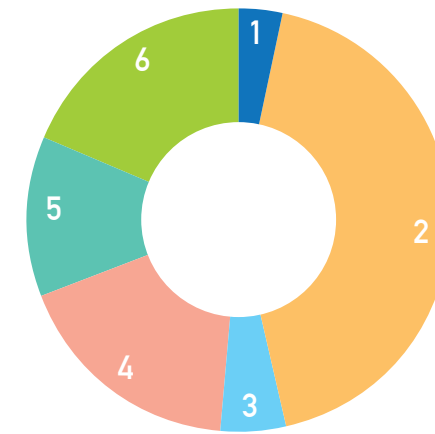
事業規模金額

# 12,747 億円

- 1. 電力・ガス 14.6%
- 2. 運輸 49.3%
- 3. 農林水産 0.5%
- 4. 鉱工業 2.6%
- 5. 社会的サービス 19.3%  
(上下水道衛生、教育など)
- 6. プログラム型借款 8.3%
- 7. その他 5.4%

### 無償資金協力 ※3

所得水準が低い国を主な対象として、  
返済しなくても良い資金を提供



事業規模金額

# 695 億円

- 1. 計画・行政 3.5%
- 2. 公共・公益事業 43.1%
- 3. 農林水産 5.0%
- 4. エネルギー 17.7%
- 5. 人的資源 12.3%  
(教育や職業訓練など)
- 6. 保健・医療 18.5%

(2021年度)(単位:%)

■ JICA海外協力隊派遣 ■ 市民参加協力 ■ 移住者・日系人支援 ■ 国際緊急援助 ■ 調査・研究 ■ 民間連携事業

(注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがある。 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。  
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。 ※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

# 地域別事業規模



●東・中央アジア  
及びコーカサス

協力実施国 **10**カ国  
事業規模 **427**億円

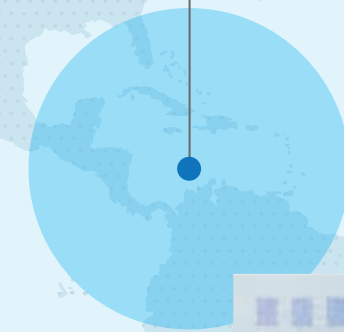


●中南米・  
カリブ

協力実施国 **29**カ国  
事業規模 **1,222**億円

●中東・欧州

協力実施国・  
地域 **22**カ国・  
地域  
事業規模 **1,371**億円



●アフリカ

協力実施国 **49**カ国  
事業規模 **1,001**億円

●南アジア

協力実施国 **8**カ国  
事業規模 **6,804**億円

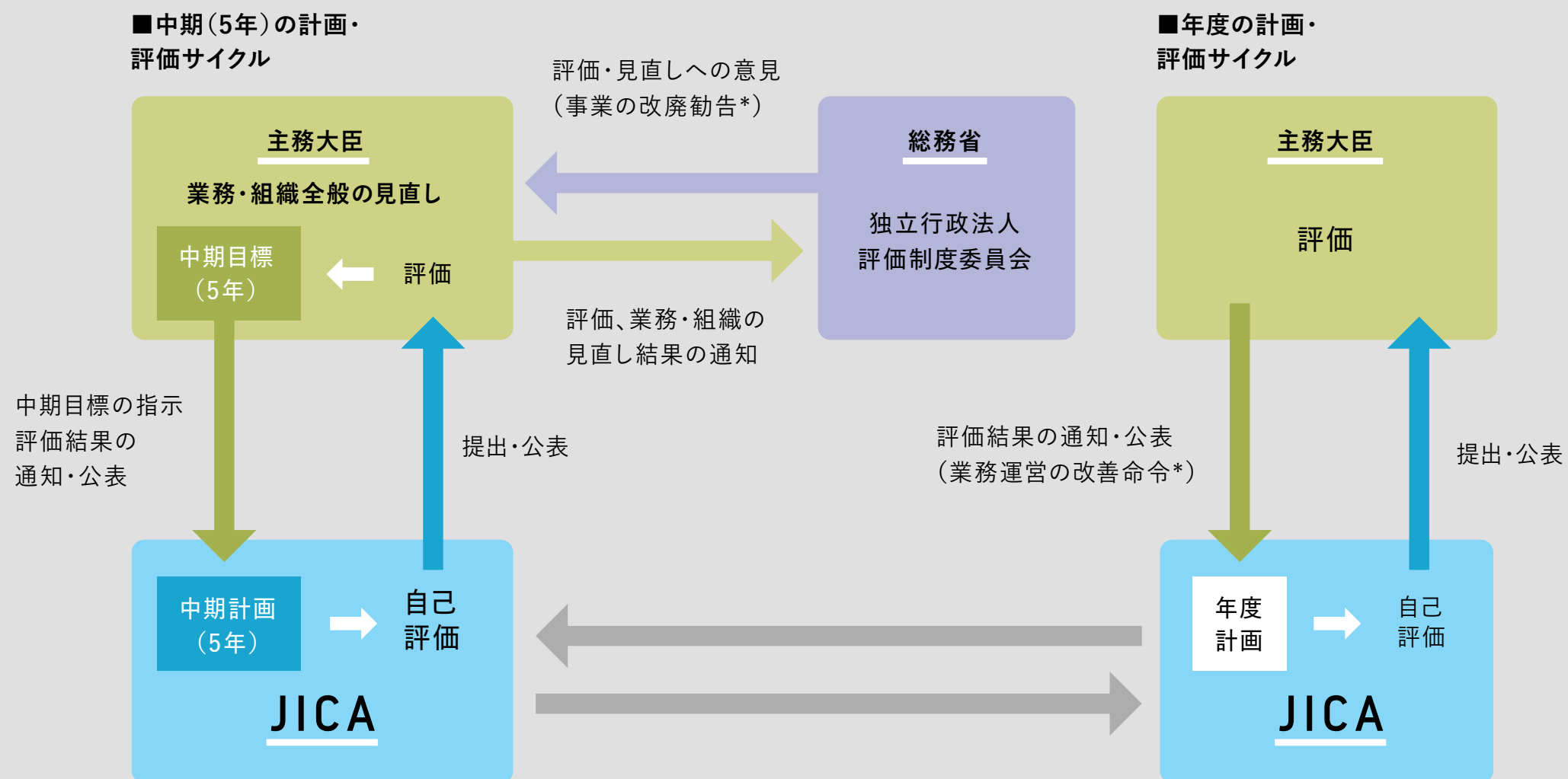
●東南アジア・大洋州

協力実施国 **21**カ国  
事業規模 **3,610**億円



(注1) JICAの事業規模とは、2021年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

## JICAの業務運営と業績評価の枠組み

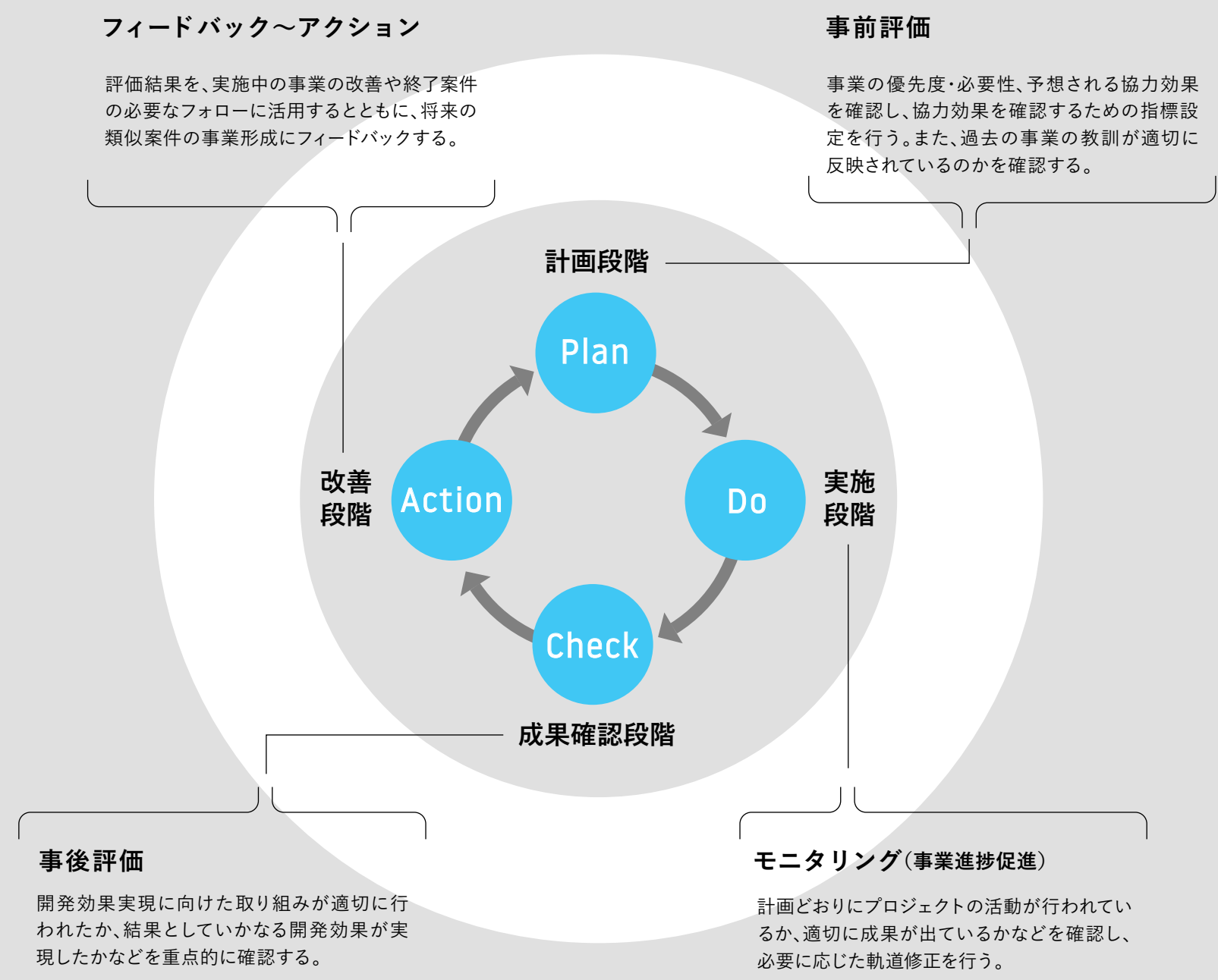


## ガバナンス

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施しています。また、JICAでは、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部

統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果をJICAに通知し、公表しています。

### プロジェクトのPDCAサイクルにおける事業評価



開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みで事業の開発効果の向上に努めています。

JICAは、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年10月に策定しています。これに続き、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA環境社会配慮のためのガイドライン」(ガイドライン)を指針とし、業務運営を行うものとされています。JICAは、協力事業においてガイドラインに基づく環境社会配慮が実施されるよう協力相手国を支援し、適切に配慮されているかを確認しています。



## 戦略

JICAは、上述の「JICA環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、JICAは気候変動対策の取り組みと発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)では、以下を掲げています。

- 開発途上国のパートナーとして、カーボンニュートラルな社会への移行と気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- 気候変動枠組条約下のパリ協定をはじめとする環境/気候関連の多国間条約(生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組)、関連SDGs目標、その他関連する日本政府主導のビジョン(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)の達成に向けた貢献を目指します。



具体的なアクションは以下の通りです。

1. パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ、透明化枠組強化、気候資金\*の導入・活用支援
2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他のグローバル・アジェンダにおいても気候変動対策にも資する取り組みが増え、コベネフィット型気候変動対策(開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取り組み)を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICAは以下を目指します。

1. 多様な関係者との連携やファイナンスの動員(民間企業との連携、緑の気候基金(GCF)等の外部資金活用の推進)
2. 日本等の知見や技術の活用
3. 戦略的な情報発信
4. 都市間連携・協力の促進
5. 域内連携の促進
6. デジタル・トランスフォーメーション(DX)等のイノベーション

\*各国の公的資金、世界銀行等の国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、及びその両方に資する事業を指す(OECD開発援助委員会「OECD DAC Rio Markers for Climate Handbook」の定義に基づく)。





JICAを取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国におけるカーボンニュートラルな社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行(トランジション)を支援する戦略についても検討を行っていきます。

#### 主な機会

- ・再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進
- ・運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進
- ・防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進
- ・緑の気候基金(GCF)からの受託事業の推進
- ・気候変動対策に資する調査・研究の充実

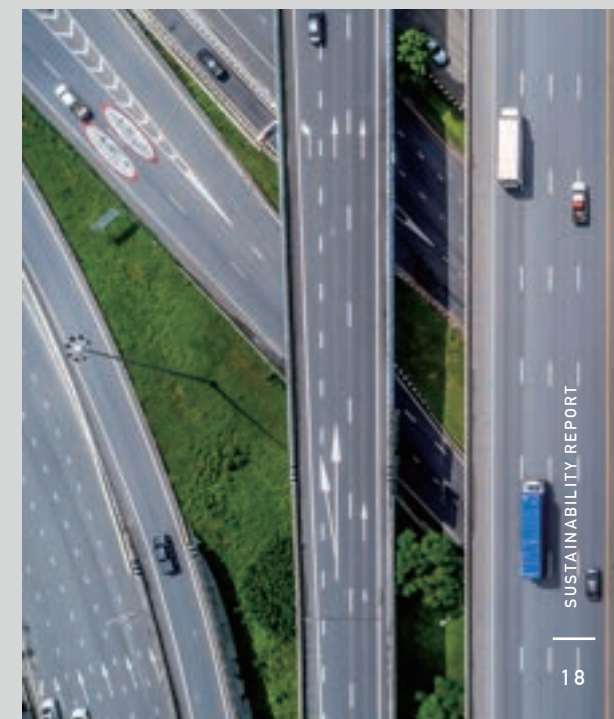
#### 主なリスク

- ・開発途上国での自然災害増加によるJICA協力事業への影響(物理的リスク)
- ・法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)

なお、2022年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和4年6月追補版)」では、以下の通り記されています。JICAとしてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、2022年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに基づき、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する

1.5°C目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的 direct 支援を2022年末までに終了する。開発途上国の現実的なエネルギー・トランジションに向けて、政策・制度の整備や実施能力向上への協力を資金協力や技術協力を通して行う。具体的には、国家の気候変動計画(NDC等)策定・推進、脱炭素化に向けたロードマップ策定等を通じたトランジション推進のための支援、GHGインベントリ等情報整備支援、緑の気候基金(GCF)等国際機関を活用した支援、人材育成・知見共有等に取り組む。」





## リスク管理

JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価と対応を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。また、有償資金協力業務(円借款・海外投融資)については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

JICAの開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。



JICAは、協力事業における気候リスク(ハザード、ばく露、ぜい弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)<sup>※1</sup>」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。同時に、日本側の取り組み基盤の強化のため、JICA内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。



## 指標と目標

2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021年から2025年までの5年間に、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響にぜい弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICAは毎年1兆円程度<sup>※2</sup>の貢献とGHG排出削減量の倍増(2030年までに200万トン/年)を目指して、協力を進めます。また、JICAは、気候変動によりJICA協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に係る排出を合計した排出量を考慮していきます。

※1 JICA Climate FIT:緩和策(JICA HP)、適応策(JICA HP) ※2 現時点での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)における基準見直し等によっては今後変更される可能性あり。

## 実績

JICAは、パリ協定のみならず、SDGsや仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。

JICAの気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガスの排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。

途上国で気候変動対策を推進するには、温室効果ガスの排出を抑えつつ持続可能な開発で発展を目指し、相乗的な効果を狙う「コベネフィット型」のアプローチが重要です。JICAは技術協力や資金協力等を用いて、あらゆる開発事業に気候変動対策を組み込むことで、カーボンニュートラルの実現や気候変動に強じんな社会の構築を目指します。

2021年における  
気候変動対策分野の協力実績  
(金額ベース)\*

気候変動対策分野における  
JICAの協力総額

532,385 百万円

割合 100%

## 緩和策

(低炭素・脱炭素社会に向けた協力等)

380,469 百万円

割合 71.5%

## 適応策

(気候変動に強じんな社会づくりへの協力等)

137,232 百万円

割合 25.7%

## 緩和策・適応策横断型

(緩和・適応を両方含む包括的な協力)

14,684 百万円

割合 2.8%

\* 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。



# 7-1

## 気候変動対策案件の事例

JICAが2020年度以降に事業を開始または承諾した気候変動対策の代表的な事例を3件紹介します。

### 事例1：緩和策

エジプト・アラブ共和国 P 25

エネルギー利用効率改善能力開発  
プロジェクト（技術協力）

### 事例2：適応策

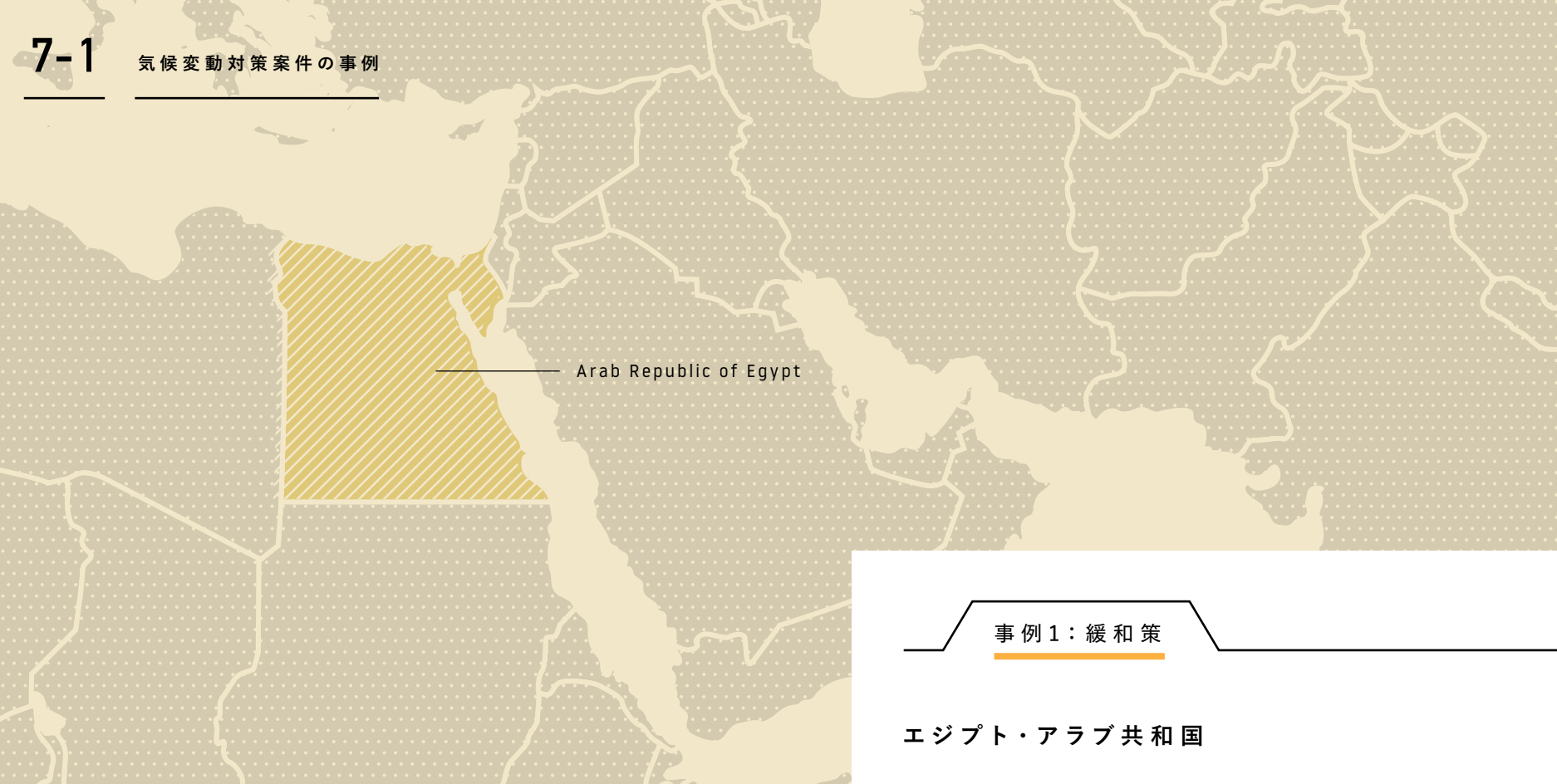
インドネシア P 27

災害に対する強靱化促進・  
管理プログラム・ローン（円借款）

### 事例3：緩和策

ベトナム P 29

クアンチ省陸上風力発電事業  
（海外投融資）



Arab Republic of Egypt



## 事例1：緩和策

エジプト・アラブ共和国

## Arab Republic of Egypt

## エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト（技術協力）

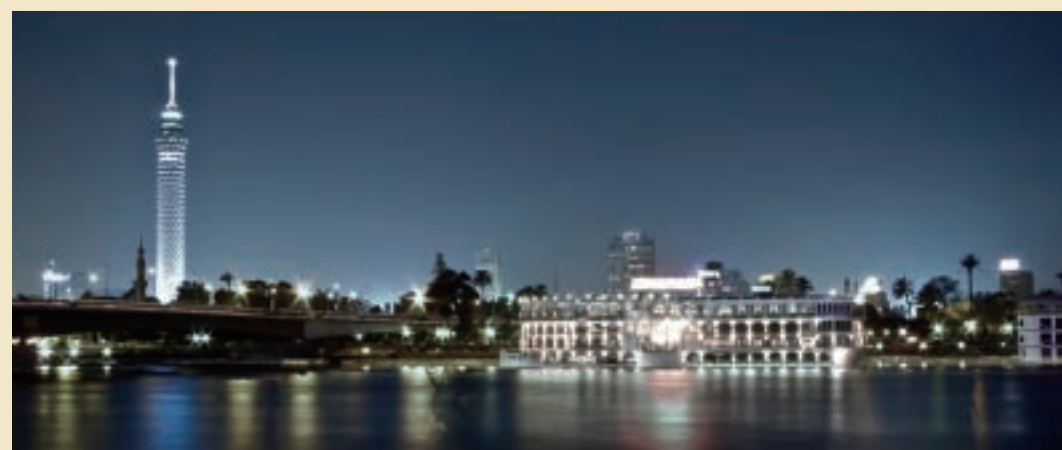
- 協力金額：3.8億円
- 協力期間：2020年1月～2023年6月（予定）

■エジプトは、エネルギー及び電力補助金によって、発電コストを下回る価格での電力供給を行ってきました。しかし、経済活動の停滞や財政状況の悪化を受け、近年は電気料金の値上げが進んだことで、企業活動や国民生活に悪影響が生じており、省エネルギーの推進が喫緊の課題となっています。

■JICAはエジプト政府に対する省エネルギー推進に係る政策提案（省エネ効果の潜在性の高い技術/製品評価に係る推進政策提案、省エネ推進戦略ロードマップの作成等）や行政能力強化のための技術協力を通じて、これら負の影響を軽減しています。また、本事業によって、エジプト全土で省エネルギーが推進され、同地域の温室効果ガス排出量の削減にも寄与しています。



関係者会合の様子

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに13 気候変動に  
具体的な対策を





## 事例2：適応策

インドネシア

Indonesia

災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン  
(円借款)

- 借 款 金 額：318億円
- 借 款 契 約 締 結：2020年2月



署名の様子

■日本と同様に自然災害が頻発するインドネシアは、災害発生後の対応に加え、発生前の予防段階も含めた総合防災体制を整備すべく、法制度及び組織の強化を進めています。また、早期警戒システムの構築等を進める等、災害リスクの把握と事前準備への取り組みを強化しています。

■こうした政策改善のために必要な資金を財政支援するプログラム・ローンという手法を用いて、JICAは支援を行っています。供与された資金は、当該国予算に組み込まれ、総合防災体制の整備等のインドネシアの災害リスク管理能力の向上プログラムに充てられ、気候変動による洪水リスクへの対応能力向上にも活用されています。



Indonesia



11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を



## 事例3：緩和策

ベトナム

Viet Nam

クアンチ省陸上風力発電事業  
(海外投融資)

～ JICA初のベトナム風力発電へのプロジェクトファイナンス～

□ 融資契約締結：2021年5月

Viet Nam

本事業で建設した風力発電所  
(写真提供：Power Construction Joint Stock Company No.1)

ニュースリリース：

[https://www.jica.go.jp/press/2021/20210521\\_10.html](https://www.jica.go.jp/press/2021/20210521_10.html)

■ 堅調な経済成長に伴う旺盛な電力需要が見込まれる中、電力供給増と気候変動対策を両立させるため、ベトナム政府は2030年の目標発電容量(125～130GW)のうち、約15-20%を再生可能エネルギー電源とする目標を掲げています。このうち、風力発電については、同国内の山岳部や海岸線の豊富な風力を活用し、2030年までに6,000MW(2030年の発電容量の約5%)を導入する方針です。

■ 本事業はベトナム中部クアンチ省において風力発電所を建設・運営することにより、同国における電源開発及び気候変動対策の促進を図るものです。

■ 本邦企業が初めて同国の大型新規風力発電事業に出資を行う案件であり、本事業がモデルケースとなることで、後続案件形成の呼び水効果が期待されます。

■ JICAにとっても同国で初めての風力発電向けプロジェクトファイナンスであり、また、アジア開発銀行(ADB)及びオーストラリア政府傘下のExport Finance Australiaとの協調融資です。



# 7-2

## 気候変動対策案件の 事後評価の事例

JICAは、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）による国際的なODA評価の視点である「DAC評価6基準」を準用した評価、JICA独自開発のレーティング制度の活用による整合的な評価を実施しています。

詳細リンクは以下の通り

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00000ln698-att/development\\_evaluation.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00000ln698-att/development_evaluation.pdf)

JICAが2017年度以降に事後評価を実施した気候変動対策案件の中で代表的な事例を3件紹介します。

### 事例1：適応策

南アフリカ

P 33

気候変動予測とアフリカ南部における応用プロジェクト  
(科学技術協力)

### 事例2：緩和策

カンボジア

P 35

ラタナキリ小水力発電所建設・改修計画  
(無償資金協力)

### 事例3：緩和策

インド

P 37

デリー高速輸送システム建設事業  
(円借款)



### 事例1：適応策

南アフリカ

## South Africa

### 気候変動予測とアフリカ南部における応用プロジェクト (科学技術協力)

～異常気象の発生メカニズムを明らかにし、  
農業や感染症対策に活かす～

- 協力金額：2.2億円
- 協力期間：2010年4月～2013年3月

■本事業は、地球規模課題に対応するために、大学、研究機関と連携して共同研究を実施する科学技術協力(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム：SATREPS)として実施されました。

■南部アフリカは異常気象の影響を受けやすい地域の一つですが、その影響を軽減するための気候変動予測技術の向上に取り組みました。

■異常気象の発生要因は2つの海域の海面温度差であることから、「高解像度大気海洋結合モデル(SINTEX-F)」という、大気と海洋がどのように影響し合うかを再現するスーパーコンピューターを駆使して、1年先までの広域の気候変動を予測します。これにより、南アフリカに異常気象を引き起こす南インド洋と南大西洋の亜熱帯ダイポールモード現象のメカニズムを解明し、大雨の予測に成功しました。

■SINTEX-Fの気候予測結果は、現在民間コンサルタントにも活用される等、環境問題への適用が進んでいます。

South Africa



事後評価報告書リンク：

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_0901000\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_0901000_4_f.pdf)

事業HP：

[https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2103\\_southafrica.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2103_southafrica.html)

南アフリカ・リンボポ州に  
設置された自動気象観測装置



本事業で調達した  
6カ所の自動気象  
観測所のうちのひとつ





事例2：緩和策

カンボジア

Cambodia

ラタナキリ小水力発電所建設・改修計画  
(無償資金協力)

～地方電化を進めながら温室効果ガス削減に貢献～

- 供与額：14.8億円
- 贈与契約(G/A)締結：2013年3月

Cambodia

t/年*2	CO2排出削減量*1
基準値	1,071.5
2015年(事業完成年)	1000.00
2016年(同1年後)	852.23
2017年(同2年後)	1544.99
2018年(同3年後)	1485.61

\*1 CO2排出削減量：オチュム第一及び第二発電所における発生電力(増加分)×ベトナムの排出係数(発電端)409 kg CO2/MWh \*2 数値はオチュム第一・第二発電所の合計

■電力の供給が安定的ではないカンボジアの地方都市において、比較的小規模な資金供給でも整備可能な小水力発電所の新規建設と既設発電所の設備更新を行うことで、電力の安定供給を実現しました。

■電力を実際に使う周辺住民に電力アクセス改善と電力の安定供給による恩恵をもたらしました。また、温室効果ガスの削減量を明確に計測し、その効果を明らかにすることで、本事業が気候変動対策(緩和)に寄与したことが証明されました。

■本事業の水力発電による発電電力量は、ベトナムからの火力発電等に由来する輸入電力量の代替となっており、本事業が実施されていなければ更なる電力輸入が必要であったことを考慮すると、クリーンエネルギーである本事業の水力発電はCO2排出量の削減に大きく貢献しているといえます。



オチュム第一ダム取水塔



事後評価報告書リンク：

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1260800\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1260800_4_f.pdf)



## 事例3：緩和策

インド

India

デリー高速輸送システム建設事業  
(円借款)

～気候変動対策としてのインフラ整備事業～

経済成長の続くインドでは車を所有する人の割合が増加しており、都市部では大気汚染や渋滞が深刻な問題となっています。CO2排出量の削減や大気汚染対策をはじめとした問題に貢献するのが、首都デリーにおいて日本が協力を続けてきたメトロ（高速輸送システムである都市鉄道）整備事業です。

デリーメトロの整備により、道路交通車両は開業前と比べ2018年時点で1日あたり約70万台減少しました。CO2ベースで99万トン/年を削減したことになります。また、本事業は日本の省エネルギー技術を活用したブレーキの採用等により、鉄道事業で世界初のクリーン開発メカニズム(CDM)事業\*として国連に登録されています。

CO2排出や大気汚染等都市化による問題はデリーに限らず、全国の都市部で発生しており、インド政府はインド全土でメトロの建設を進める方針です。現在、本事業をモデルとしたメトロ事業は、JICAの協力の下で、近隣国のバングラデシュを含めた国内外で展開されています。

※先進国が途上国で削減した温室効果ガスの一定量を、支援元の削減分の一部に充てることのできる、京都議定書で定められた制度。



Delhi

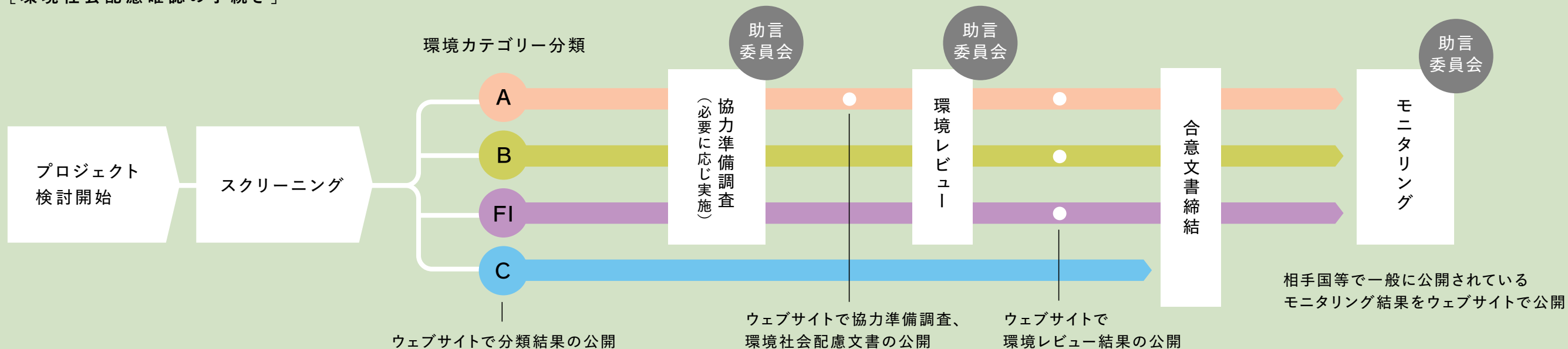


その他、適応策への取り組みについては、気候変動の影響が特に顕著に表れる水分野での干ばつ対策の事例を[JICA ホームページの記事\(前編・後編\)](#)で紹介しています。また、気候変動対策を特集したJICA広報誌(2019年8月号)「[気候変動対策 地球の未来のために](#)」にも様々な事例を紹介しています。





## [環境社会配慮確認の手続き]



## 環境社会配慮ガイドライン

JICAは、「5. リスク管理」に記載の通り、「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、事業の形成、実施是非の検討、実施、事業完了後の各段階で、協力相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きにおける3つの工程(スクリーニング、環境レビュー、モニタリング)の詳細は以下の通りです。

## 1. スクリーニング

協力相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、事業を4つのカテゴリに分類します。すなわち、A(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブ事業が特定できない)の4つです。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

## 2. 環境レビュー

相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメント等の報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAの事業については、相手国等から提出された環境社会配慮文書に基づき、事業がもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、軽減、緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価します。なお、環境レビューに先立ち、環境社会配慮文書等を公開するといった透明性の確保にも努めています。

## 3. モニタリング

環境社会配慮のモニタリングは、協力相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIの事業について、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、協力相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。

「環境社会配慮ガイドライン」の近年の動き、特徴は以下のとおりです。

#### ● 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2021年度は「全体会合」を12回、全体会合で任命された委員が助言対象案件等について検討する「ワーキンググループ会合」を14回開催し、計13案件に関する助言を得ました。また、ガイドラインに関する包括的な検討を5回（過年度とあわせて計12回）行いました。委員名簿や議事録は、JICAウェブサイトの「[環境社会配慮](#)」で公開しています。

#### ● 異議申立手続き

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部署から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由として紛争が生じた場合には、その迅速な解決のために、当事者である申立人と相手国等との合意に基づいて対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「[異議申し立て制度](#)」と英文ウェブサイトの「[Objection Procedures based on the Guidelines for Environmental and Social Considerations](#)」内で公開しています。なお、2021年度に異議申立の受領はありませんでした。

#### ● 情報公開とステークホルダーの参加

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。事業の環境社会配慮についての情報公開は、原則として協力相手国等が主体的に行いますが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報をガイドラインに則り公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「[気候変動・環境への取り組み](#)」をご覧ください。また、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの参加を確保しています。

#### ● 他援助機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行の環境社会ポリシーから大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、国際金融機関等が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行等の他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信しています。また、協調融資案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行い、調和を図っています。

#### ● 2022年1月「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」\*の改正

ガイドラインの改正に際し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

※詳細は「[国際協力機構環境社会配慮ガイドライン\(2022年1月版\)](#)」に記載。



# 9

## ESGの取り組み

- |      |                    |      |
|------|--------------------|------|
| 9-1. | SDGsへの取り組み         | P 45 |
| 9-2. | 多様なステークホルダーとの関係構築  | P 49 |
|      | ガバナンス・人権分野での産官学連携  | P 51 |
| 9-3. | ソーシャルボンド発行・GCF受託事業 | P 53 |
| 9-4. | 人材育成               | P 56 |

SDGsから見る  
JICAの取り組み実績

食糧増産

1.8倍

サブサハラ  
アフリカにおける  
コメの生産量  
(基準値【1,400万t】  
と2014年収穫量  
【2,516万t】との比較)



母子手帳

25カ国  
800万冊

25カ国および  
日本での推計  
年間発行数  
(2016年度)



理数科教育

60カ国  
93万人

理数科教育の  
研修を受講した  
教師数  
(1994年～  
2015年の累計)



安全な水へのアクセス

5,900万人

給水施設整備  
支援による  
給水人口  
(2002年～  
2016年)



クリーンエネルギー

1,230 MW

運転開始済み  
地熱発電所の  
設備容量の合計  
(1978年度以降の  
円借款案件)



産業人材育成

821人

ABEイニシアティブによる留学生の  
人数  
(2014年～  
2016年度)



防災

70分の1

バングラデシュでの  
サイクロンによる  
被害者  
(1970年代と  
2007年の同規模の  
サイクロンによる比較)



先端技術と環境保全

7,600件

世界77カ国に  
おける森林変化の  
検知件数  
(2016年3月～  
2017年2月)



青年海外協力隊

42,972人

青年海外  
協力隊累計  
派遣人数  
(1965年～  
2016年度)



JICAのSDGsへの取り組み方針

JICAは、「人間の安全保障」や「質の高い成長」を加速・推進するものとして、SDGsに積極的に取り組んでいきます。こうしたJICA全体の取り組み方針をポジション・ペーパーとしてまとめています。具体的な取り組みとして、2021年度にSDGsの Prosperity (豊かさ)、People (人々)、Peace (平和)、Planet (地球) の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで、戦略性を強化しています。さらに、そこで定められた方針や事業実績に基づいた考えを発信しています。また、SDGs達成には公的資金だけでは不十分です。それには、民間資金動員を含め多様なパートナーシップが不可欠であることから、より幅広いパートナーに対しJICAのアプローチや事業の意義を共有し、意見交換を行っています。そうして事業レベルでの連携・パートナーの巻き込みを促進し、SDGs達成に向けたインパクト拡大を目指しています。17ゴール別のJICAの取り組みは [JICAホームページ](#) をご覧ください。

SDGs推進に向けた国内外での連携・協働の強化

JICAは、日本政府SDGs推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加しています。特に政府の「SDGs実施指針改定版」及び「SDGsアクションプラン2022」の策定においてJICAは大きく貢献しています。SDGs実施指針では、開発途上国を含む国内外のSDGs推進の貢献等に関する言及があり、SDGsアクションプランでは、32件の幅広い取り組み事例(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)、低炭素エネルギーイニシアティブ、国際協力機構債等)が組み込まれています。また、同実施指針や同アクションプランの一層の進展のため、JICAとともにSDGsの達成に向けて取り組んでいる団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGsパートナー」制度を2020年7月に創設しました。同制度は2022年5月時点で、認定団体約60団体を数え、企業・団体等によるSDGs推進に向けた対外発信を促進しています。また、「関西SDGsプラットフォーム」は、加盟団体が1,400を超え(2022年5月時点)、関西のSDGs推進ハブとしての役割を確立しています。

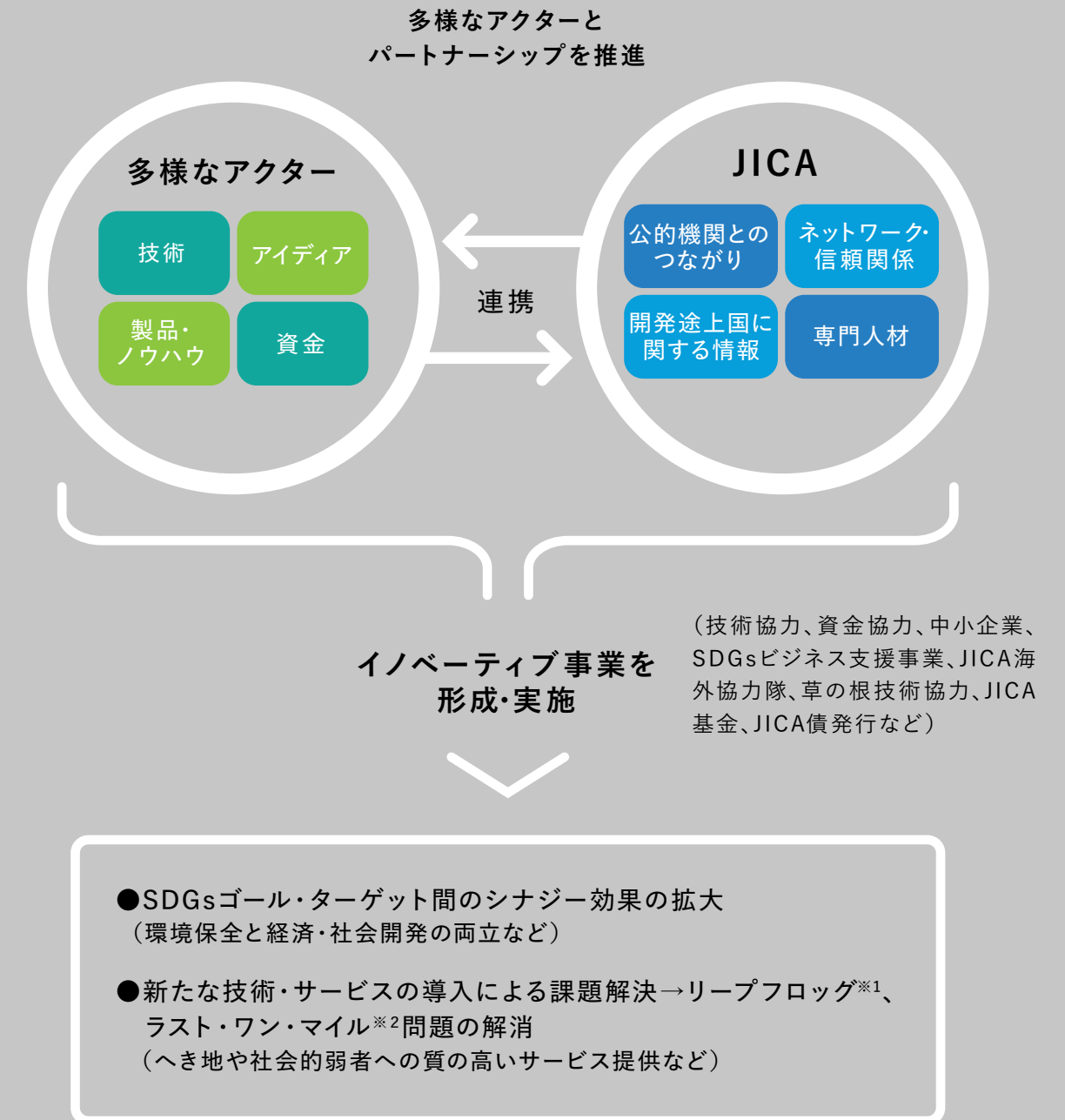




### SDGsへ貢献する事業の評価体制の強化

JICAが取り組む事業は、基本的に全てSDGsの達成に寄与するものです。その具体的なインパクトをわかりやすく伝えるための取り組みを行っています。具体的には、事前評価表においてSDGsへの貢献が記載されている事業の分析等を通じてインパクトの検証に取り組んでいます。加えて、SDGsの考え方を反映した、経済開発協力機構(OECD)開発援助委員会(DAC)の評価基準との整合性の確保や各評価基準における公平性、人権、ジェンダー等の視点の明示を行っています。SDGsへ貢献する事業の評価体制の強化に際しては、戦略や計画の策定・案件形成・実施・評価に至るまで一貫した取り組みが必要であり、このための改善に向けた努力を継続しています。

### JICAのSDGsに向けたアプローチ



※1 リープフロッグ: 新たなテクノロジー等の導入によって、一足飛びに課題を解決し、飛躍的發展を遂げること。 ※2 ラスト・ワン・マイル: インフラ・物流等が網羅されていない地方農村部の人々へサービスを届けること。

## 多様な ステークホルダーとの 関係構築



### 大学・研究機関との連携

開発途上国の開発課題が多様化・複雑化するなか、高度な知見を幅広く有する大学・研究機関との連携を強化しています。特に地球規模で発生している自然災害や感染症の流行など深刻化・複雑化する課題に取り組むため、最新の科学技術で対策を図る「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」では、2021年度は12カ国・12案件を採択。気候変動対策を含む開発途上国の課題解決への貢献を目指しています。また、宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携の下、開発途上国の森林資源の保全及びそれを通じた気候変動対策や生物多様性保全

への貢献を目的とし、「JICA-JAXA熱帯林監視プログラム」を実施しています。本プログラムでは、主に、違法伐採による森林減少抑制施策に貢献する「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」ウェブサイトの構築・運用及び人材育成を行っています。

JICA開発大学院連携では、2021年度までに日本の94大学にJICA留学生<sup>※</sup>の受入体制（修士・博士課程）を整え、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。

### 民間企業との連携

長年のODAの実施で得た開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、事業のノウハウを生かしつつ、民間企業と連携し効率的に開発効果を推進するため、様々な支援を提供しています。2021年度にはインフラ整備、貧困削減、気候変動対策分野で開発効果の高い事業を行う民間企業に対して「融資」や「出資」の形態で支援を行う「海外投融資」で、医療体制の強化事業やカーボンニュートラ

ルの実現といった重要アジェンダへの対応を含め、計13案件を承諾しました。また、日本の技術・製品・ノウハウなどを自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を望む日本の民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指す「中小企業・SDGsビジネス支援事業」では、2010年度から2021年度まで延べ1,389件の提案を採択しました。

※ ここでいうJICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」、日系留学生奨学金事業などにより、日本の大学の学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指す。



## ガバナンス・ 人権分野での 産官学連携

JICAは、開発途上国の行政・民間セクター、また、日本が抱える課題解決にも、関係組織とのネットワークを構築し、取り組んでいます。



## 「責任ある外国人労働者受入れ プラットフォーム(JP-MIRAI)」の創設 (2020年11月)

JICAは共同事務局として日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等の参画により、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI: Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society)」を任意団体として設立しました。これは、外国人労働者の適正な受け入れに貢献し、「世界の労働者から信頼され、選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すものです。日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟しています(企業・団体会員328団体、個人会員186名(2022年8月15日時点))。設立後、

会員向けセミナーや会員による行動原則実践の推進(計画・報告の提出)等を通じて会員による改善の取り組みを推進している他、公開研究会として「技能実習生「手数料問題」研究会」、「相談・救済研究会」、「受入企業・団体等の認証について考える研究会」等を行い、多角的に課題を検討する取り組みを行いました。また、2022年には、8言語対応のポータルサイトの開設や外国人労働者の相談・救済窓口の試行実施を開始しています。2022年7月、JP-MIRAI臨時総会において、一般社団法人JP-MIRAIサービス、JICA、株式会社クレアン、株式会社JTBから成る新たな共同事務局体制が承認を受けました。

※Civil society organizationの略で、政府、企業から自立した市民社会組織(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体等)のこと。

## 「開発途上国におけるサステイナブル・ カカオ・プラットフォーム」の創設 (2020年1月)

ガーナではカカオ豆の輸出が貴重な外貨獲得手段となっている一方で、生産性の低さや児童労働が課題となっています。JICAはカカオ豆の生産性向上のため、2020年2月に海外投融資を「カカオ豆バリューチェーン強化事業」に供与し、カカオ樹木の植え替えや流通設備整備等の支援を開始しました。あわせて、児童労働を含むカカオ産業を取巻く課題の解決に向けて、日本企業やNGOを含む多くの関係者が協働して取り組む場として「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を2020年1月に設立しました。



## NGO/CSO※との連携促進・強化、 担い手のすそ野拡大

JICAはNGOと、「NGO-JICA協議会」を設置し、草の根技術協力事業の質の向上やNGO-JICAの連携強化に向けた方策等を協議しています。協議会の運営を行うNGOとJICA双方のコーディネーターによる会議等を通じて、きめ細やかな協議を進めています。また、2021年度は、協議会とは別にNGO-JICAの勉強会を開催し、防災、栄養、水・衛生、ビジネスと人権をテーマに知見の共有を進めました。その他、NGOの活動を支援するNGO主催イベントへの協力、



JICA職員のNGOインターン派遣等の人事交流、意見交換の実施による相互の連携・対話を進める等、様々な連携強化の取り組みを進めています。また、地方自治体との連携においては包括的な連携協定を結び、地方自治体の国際協力事業やグローバル人材の育成等を支援しています。昨今では、地域での外国人材受入や多文化共生への取り組み、SDGsの推進等にもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。



## NGO/CSOの知見をいかした事業実施、質の向上の取り組み

NGO/CSO等に事業実施上必要となる関連知識や情報を広く提供するとともに、組織運営や事業実施に係る能力強化を行うことを目的とする「NGO等提案型プログラム」(SDGsファシリテーターの育成、危機管理・安全管理研修プログラム、広報やファンドレイジング等)を実施しています。その他、開発途上国における事業実施に際して必要となるNGO等の能力強化に資する研修(事業マネジメント、現地調査実践、モニタリング・評価)をJICAの国内外の拠点で実施しています。また、JICAでは、現地で

の市民参加事業の活動のバックアップや案件形成等を支援するため、27か国にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、当該国における本邦NGOの活動支援を行っています。2021年度は新たにモンゴルにおいて、本邦団体への情報提供を目的とし、モンゴルで国際協力を行う際の手続きやモンゴルの現地NGO団体を紹介する「モンゴルNGOハンドブック」を作成し、現地パートナーを求めるNGO/CSOや企業等に向けた配布やJICAウェブサイトでの公開を行いました。

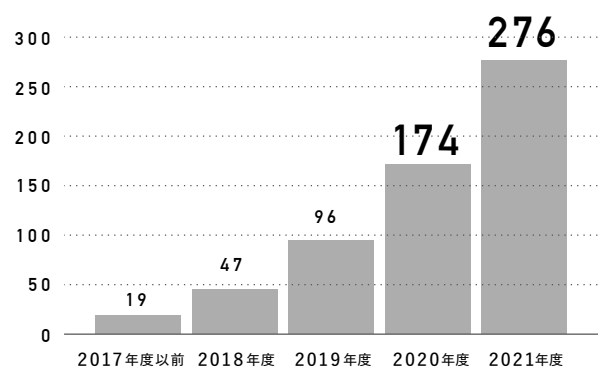


発行額

# 3,400 億円

ソーシャルボンドとしての発行総額(2016年~2021年度)

JICA債への投資表明件数(累計)



## ソーシャルボンド発行

JICAは、SDGs達成に向けた民間資金の動員、国内ESG市場の発展、更にJICAの事業について幅広く皆様に認知頂くため、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行する全ての債券をソーシャルボンドとして発行し、2021年度までの発行総額は3,400億円に達します。ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券\*です。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、ESG投資やSDGsへの貢献へのツールとして多くの投資家に注目頂いています。

\*JICAは、国際市場協会(ICMA)が公表する「ソーシャルボンド原則」に適合した債券である旨、第三者評価機関からセカンドパーティーオピニオンを取得しています。



JICA債で調達した資金は、有償資金協力事業に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生可能エネルギーを使った電源開発、ジェンダー平等の促進、緊急危機への対応など、多岐にわたる分野で開発途上国の安定と持続的発展のための事業に使われます。

また、JICA債は、日本政府のSDGs実施指針において、SDGs達成に向けた民間資金の動員ツールであると言及されています。こうしたJICA債の特性が多くの投資家に支持され、2021年度末時点で276の投資家の皆様から投資表明を頂きました。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の危機を受けて一層浮き彫りとなった開発途上国でのジェンダー間の不平等や格差の問題に対応するため、女性事業主向けの融資のほか、教育機会の均等や、女性が安心して利用できる公共交通機関の整備など、ジェンダー平等を推進する事業に資金使途を限定する「ジェンダーボンド」を国内で初めて発行しました。この債券は大きな反響を呼び、優れた債券発行の事例として、

投資表明件数(累計)

# 276 件



国内金融・資本市場に特化した専門メディアである株式会社キャピタル・アイ主催の2021年度「キャピタル・アイAwards」の財投機関債等部門で「BEST DEALS OF 2021」を受賞しました。また、2021年度は7年ぶりとなる個人向けのリテール債も発行し、JICAのミッションに共感する幅広い個人の皆さまにJICA債を購入いただきました。

2022年7月には、増加する世界の紛争の現状を踏まえ、平和構築の取り組みを強化するため、国内初の「ピースビルディングボンド」(平和構築債)を発行しました。調達した資金は、紛争・内戦により影響を受けた国・地域に対する、平和、安定、復興に関する事業に充当されます。

さらに、JICAは、国内ソーシャルボンド市場の発展に向けて、金融庁が設置した「ソーシャルボンド検討会議」に委員として参画し、国内発行体向けのソーシャルボンドガイドライン策定などに協力しています。

JICAは、今後もJICA債の発行を通じ、開発課題解決を促進するための市場づくりに貢献するとともに多様な資金を動員し、開発途上国そして世界全体の持続的な発展のために貢献していきます。

投資家の皆様へ(IRページ)

<https://www.jica.go.jp/investor/index.html>





# GREEN CLIMATE FUND

## GCF受託事業



東ティモール 苗木生産研修を受ける住民

緑の気候基金(GCF)は、2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で設立が決定されました。開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間基金です。JICAは2017年7月に日本の機関としては初めてGCFの認証機関として認定されています。

JICAがGCFに申請した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が、2021年3月に開催されたGCF第28回理事会において承認されました。GCFによるJICA提案事業の承認は本件が初めてです。

東ティモールでは、農地拡大や過放牧による森林減少や劣化が進んでおり、温室効果ガスの排出増加に繋がっています。さらに、気候変動による洪水の増加が河川流域の住民生活へ悪影響を及ぼし、干ばつの発生が農村地域住民の安定的な食糧や生計手段の確保を危険にさらしています。本事業では、同国4流域74村落において、JICAの支援により開発された森林管理のモデルを用いて、森林の減少抑制及び再生に取り組みます。また、自然資源に依存して生活する対象住民(約48,000人)に対し、持続可能で気候変動の負の影響に対応できる農業やアグロフォレストリー等を提案し生計向上を図ります。本事業を実施することで、20年間で440万トン(二酸化炭素換算)の温室効果ガス排出削減が期待され、持続可能な開発目標(SDGs)ゴール13、15、17に貢献します。

なお、2021年7月には、モルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」も、GCF第29回理事会において承認されました。

今後もJICAは、自らの強みを活かしてGCFと連携し、開発途上国におけるカーボンニュートラルな社会への移行や気候変動に強じんな社会づくりを支援していきます。



モルディブ マーメンドゥー島の海岸



# KMN

ナレッジマネジメント  
ネットワーク

## 人材育成

JICAでは、事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、組織横断的に事業関係者間で共有・活用するため、「ナレッジマネジメントネットワーク(KMN)」体制を構築しています。現在、25のKMNが設置され、SDGsの17ゴールをカバーしています。気候変動対策の関連では、気候変動KMNと防災KMNの2つを設置しており、国際的動向に関する情報収集・発信、気候変動対策事業の形成・実施・評価に資する知識・ノウハウを蓄積しています。また、これを踏まえた人材育成や外部有識者とのネットワーク構築を図っています。



独立行政法人 国際協力機構 総務部 総務課

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル TEL: 03-5226-6660

WEB: <https://www.jica.go.jp/index.html>